

鈴印の保管・運用と皇権

加藤麻子

【要約】 本稿では、鈴印の所在が皇権の掌握者を示すという通説と、皇権の遂行主体の再検証を目的として、鈴印使用に関する権限を「保管権」「運用権」に峻別して個別に検討した。

鈴印に関しては、奈良時代から内裏で保管され、少納言・主鈴のみが請進・出納業務を行うという原則が確認できた。特に内印は遷都を除いて内裏外に持ち出すことはなく、その保管権は天皇に集約されていた。一方、運用権は、天皇と太上天皇がともに持つ場合があり、天皇に一元化されず、皇権の遂行主体が二分するというこの矛盾は、両者の政治的対立の一因となった。このため、薬子の変を契機に、皇権の天皇への一元化が図られるが、律令文書行政の凌駕を意図する藏人設置は、鈴印自体の効力低下をも招く事になった。さらに、鈴印形骸化のもう一つの契機は、皇位継承者不在の称徳の崩御である。群臣による皇太子決定は、鈴印奉上の形で鈴印運用へ群臣を介入させ、その限定性を崩壊させる端緒となった。

史林 八四巻六号 二〇〇一年一月

はじめに

鈴印（鈴璽）とは、すなわち駅鈴と内印（天皇御璽）のことで、使用に際しては、天皇に奏し、少納言・主鈴がその請進・出納を行うのが令規定である。駅鈴は、交通・通信制度である駅制の利用に不可欠であり、予め太宰府や諸国に給与

する以外は、位階による給与制限や使用後の速やかな返却が規定されていた。^③一方、内印は公式令で五位以上の位記と諸国に下す公文への捺印^④が義務づけられていた。この令制の原則は、養老四年には一部改正され、「小事」には外印（太政官印）を用いる延喜式規定へと移行するが、「大事」には内印捺印を必要とする点において、内印の重要性に変化は見られない。^⑤つまり、律令制下を通じて、鈴印は天皇が文書行政と諸国への命令権を掌握するために不可欠な器物であり、岸俊男氏が鈴印を「皇権のシンボル」と評した理由はこの点にある。さらに諸国が天皇からの正当な命令であることを判断する唯一の手段が内印捺印の有無であり、内印の本質がこの点にあったことは、鎌田元一氏が指摘している。^⑥

一方、鈴印と皇権の問題については、主に太上天皇制の研究で論じられてきた。かつて、岸俊男氏は、固関に着目し、崩御時の皇位継承をめぐる紛争の規模や社会不安が、その太上天皇の生前の地位や実権のバロメーターであることを指摘し、皇権の所在に言及した。^⑦以後、岸氏の論考を起点に政治史研究が展開されてきた。春名宏昭氏は、太上天皇を天皇と同等の国政総覧者と位置付け、寛敏生氏は太上天皇が天皇と同様に律令国家機構に関係を持つたとする。^⑧これに対し、仁藤敦史氏は、制度的権力の天皇に対し、太上天皇は人格的権威により令制官司への働きかけを行ったとする。^⑨これらの先行各論において、太上天皇はその存在の重要性を高く評価され、政務に関与する権限をもったことが確認されてきた。しかし、太上天皇の具体的権限が明らかでなく、個別例と共通像の区別が曖昧である。また、鈴印については、太上天皇や天皇の鈴印への影響力、運用権限を明らかにすることが皇権の遂行主体を検討する上で重要であるにも関わらず、鎌田氏などの制度的研究の成果が十分に取り入れられず、紫微中台などの政治史研究も含めて、鈴印の所在が皇権の掌握者（遂行主体）を示すという図式が定着してしまっている。この点で、岸氏以後の政治史研究に限界が生じていると思われる。

したがって本稿では、この図式自体を問い直し、鈴印への影響力から皇権の遂行主体を再検証することを課題とした。そのため、まず鈴印の使用に関して、実際に確保・保持する「保管権」と捺印・給与命令の主体となる「運用権」の二項目を中心に基本原則を確認し、具体例を通じて検証したい。なお本稿では、六国史の記事に関しては、条文の日付のみを

記し、特に史料名を挙げないこととする。

- ① 職員令・太政官条、中務省条、公式令・便奏式条。なお、請印の詳細は『内裏儀式』（少納言尋常奏式）に見える。
- ② 公式令・諸国給鈴条
- ③ 公式令・給駅伝馬条、行公文皆印条
- ④ 公式令・天子神璽条
- ⑤ 養老四年五月癸酉21条、延喜太政官式・内外印条。なお、この点については、吉川真司氏の「外印請印考」（『律令官僚制の研究』一九九八年・塙書房、初出一九九五年）に詳しい。
- ⑥ 鎌田元一「日本古代の官印——八世紀の諸国印を中心として——」
〔律令公民制の研究〕二〇〇一年・塙書房、初出一九九四年）
- ⑦ 岸俊男「元明天上天皇の崩御」（『日本古代政治史研究』一九六六年・塙書房、初出一九六五年）
- ⑧ 春名宏昭「太上天皇制の成立」（『史学雑誌』九九―二・一九九〇年）
- ⑨ 寛敏生「古代王権と律令国家機構の再編——藏人所成立の意義と前提——」（『日本史研究』三四四・一九九一年）
- ⑩ 仁藤敦史「太上天皇制の展開」（『古代王権と官僚制』二〇〇〇年・臨川書店、初出一九九六年）

第一章 鈴印の保管と政務運用

本章では、行幸を通して、鈴印保管権の基本原則を確認する。なお、行幸が皇権の行事として天皇と深く関係していること、さらに鈴印の所在を知る数少ない史料であることが、行幸を取り上げる理由である。

第一節 留守官の権限

行幸に関しては、公式令・車駕巡幸条に「凡車駕巡幸。京師留守官。給鈴契。多少臨時量給。」と見え、同条古記と義解は皇太子が留守官になるとするが、その実例は少なく、『続日本紀』には議政官を含む上級官人がなる例が多く見える。また、同条は留守官への「鈴（駅鈴）と契」給与も規定するが、内印への言及はなく、行幸時の内印の保管と運用については、『令集解』引用の各説ですでに意見が異なっている。義解は唐令を参考に、朱説も御所（行在所）での政務を理由に留守官には内印を給与しないとするが、穴記は鈴契を付与されても内印がなければ施行不可能であるため、留守官にも内

印が必要であるとする。さらに、延喜主鈴・左近衛府・左馬寮式には鈴印携行時の従駕規定が見えるが、一方で、天平十六年と十七年の難波官行幸中に鈴印を取り寄せるという、鈴印不携行の実例もある。

駅鈴は、令文からも複数の存在が確認できるため、行在所への連絡用に留守官に給与した場合でも、一部を行幸に携行することに問題はない。したがって、ここで問題となるのは内印の保管権であり、行幸に携行するか、留守官に給与するかは、先行研究でも未だに決着をみていない。

内印携行の立場をとる鈴木景二氏は、従駕が当然であったため令文に規定がなかったとし、澤木智子氏は、留守官に預ける積極的意義が認められないとして、両者とも、天平の不携行の二例は皇権が二分する複雑な政治情勢下での例外とみなしている。一方、不携行説をとる鎌田元一氏はこの二例を重視し、当初の行幸に内印携行はなく、『延喜式』の携行は内印の実質的機能が形骸化する様相と見なす。また、仁藤敦史氏は、上皇と天皇が同時に行幸することを想定し、内印を都城に残さざるを得なかったとする。以上のように、行幸中の内印保管については、天平の二例と『延喜式』規定の評価、留守官の権限や行幸中の政務運用が論点となっている。

そこです、留守官の権限に注目したい。鈴契給与は令規定であるが、これは運用権・保管権そのものの委譲ではなく、他の官人への給与例と同様、職務に関しての駅鈴すなわち駅馬の使用許可に過ぎない。また、皇太子が留守官となる（皇）太子監国では、勅旨・便奏に代わって令旨・啓の使用が許可されていた。さらに、公式令・車駕巡幸条・義解には「太子監国之日。唯得用勅旨及便奏。以外大事。不須施行。」、同・詔書式条・義解には「臨時大事為詔。尋常小事為勅。」と見え、太子監国時、尋常の小事は啓・令旨により代行可能となるが、詔書による国家の大事や論奏式・奏事式の決裁権限はなかった。

国家の「大事・小事」とは相対的表現であるが、公式令・詔書式条と論奏式条から、おおむねこの区分を察することができる。延喜太政官式・内外印条と比較してみると、「詔書下頒」や「増減官員」「断流罪以上及除名」「廢置国郡」「用

蔵物五百端以上。錢二百貫以上。倉糧五百石以上。奴婢廿人以上。馬五十匹以上。牛五十頭以上。」などの留守官には決裁権限がない論奏式の事項は内印捺印を必要とするものである^⑧。また、太子監国で代行可能な便奏式には「請進鈴印」が含まれるが、駅鈴はすでに留守官に給与されており、内印は、天皇が宮都を留守にする以上、請印儀自体が執行不可能である。

つまり、天皇行幸中の太子監国の権限には、内印（鈴印）運用権がなく、この点からは留守官に内印給与、すなわち保管権委譲の必要はなかったといえる。

第二節 行幸中の政務運用と内印

では、天皇には行幸時に内印携行の必要があったのか。具体的な記事から、行幸中の政務運用について考えてみたい。

【表1】参照。以下、行幸の番号は表に対応する。）

【表1】「続日本紀」にみえる天皇行幸と遷都（宮外遷御）

	年・月・干支対応日	主体	主な行幸遷宮記事	留守官	関係褒賞	行幸中記事（経過地）・備考	内
1	文武一・二・丙申5	文武	幸・宇智郡				△
2	文武三・正・癸未27 二・丁未22	文武	幸・難波宮 至自・難波宮				△
3	大宝元・二・癸亥20 二・庚午27	文武	行幸・吉野離宮 至自・吉野宮			二・丙寅23 任勸民官戸籍史等	△
4	大宝元・九・丁亥18 十・戊午19	文武	幸・紀伊国 自・紀伊・至		進階・賜物 税免・曲赦	（武湍温泉）	△
5	大宝二・七・丙子11	文武	幸・吉野離宮				△
6	慶雲二・三・癸未4	文武	幸・倉橋離宮				△

鈴印の保管・運用と皇権（加藤）

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
養老七・五・癸酉 五・丁丑13	養老三・二・庚午11 二・丙子17	養老二・二・壬申7 三・戊戌3	養老元・十一・丁巳21	養老元・九・丁未11 九・甲子28	養老元・二・壬午11 二・辛卯20	靈亀元・七・己丑10	靈亀元・三・壬午朔	和銅七・②・乙卯22	和銅六・六・乙卯23 六・戊午26	和銅五・八・庚申23	和銅三・三・辛酉10	和銅二・十二・丁亥5	和銅二・八・辛亥28 九・戊午5	和銅元・九・壬申14 九・丙戌28	慶雲三・九・丙寅25 十・壬午12	慶雲二・二・丁酉23
元正	元正	元正	元正	元正	元正	元明	元明	元明	元明	元明	元明	元明	元明	元明	文武	文武
還宮 行幸・芳野宮	還宮 行幸・和泉宮	自・美濃・至 行幸・美濃国醴泉	幸・和泉離宮	還宮 行幸・美濃国	幸・難波宮	行幸・斐原離宮	幸・斐原離宮	行幸・斐原宮	還宮 行幸・斐原離宮	行幸・高安城	始遷都于平城	幸・平城宮	幸・平城宮 至自・平城	還宮 行幸・菅原	還宮 行幸・難波	幸・内野
											左大臣・石上麻呂					
		賜物・進階 賜祿	税免・賜祿	賜物・進階 税免	進階・賜物 賜祿								賜物 税免・叙位	賜物・賜祿 税免・賜祿	進階	
				(近江国・美濃国当耆郡)	(和泉宮・竹原井頓宮)								九・乙卯? 巡撫新京百姓焉 (岡田離宮・春日離宮)	九・戊寅20 巡幸平城觀其地形		
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	C	C	A	A	A	A

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
天平十二・十・壬午29 十二・戊午6 十二・丁卯15	天平十二・五・乙未10 五・丁酉12	天平十二・二・甲子7 二・丙子19	天平十一・三・乙卯23 三・戊午26	天平十一・三・甲午2 三・丁酉5	天平八・六・乙亥27 七・庚寅13	天平八・三・辛巳朔 三・乙酉5	天平六・三・辛未10 三・庚辰19	神亀四・五・乙亥4 五・丁丑6	神亀三・十・辛亥7 十・癸亥19 十・癸酉29	神亀二・十・庚申10	神亀元・十・辛卯5 十・己酉23	神亀元・三・庚申朔 三・甲子5
聖武	聖武	聖武	元正 聖武	聖武	聖武	聖武	聖武	聖武	聖武	聖武	聖武	聖武
幸・恭仁宮	行幸・伊勢國 至・坂田郡横川頓宮 還宮 幸・右大臣相築別業	行幸・難波宮 還宮	行幸・菟原離宮 還宮	行幸・芳野離宮 還宮	行幸・芳野離宮 還宮	行幸・菟原離宮 還宮	行幸・難波宮 還宮	幸・菟原離宮 至自・菟原宮	行幸・播磨國印南野 行還至・難波宮 至自・難波宮	幸・難波宮	幸・紀伊國 至自・紀伊國	幸・芳野宮 還宮
		知太政官事・鈴鹿王 兵部卿・藤原豊成										
賜物 叙位	叙位	給稻・叙位	叙位		(詔) 賜物		賜物・賜祿 叙位		進階・賜祿 賜穀・曲赦		賜祿・稅免 曲赦・進階	
(伊賀・伊勢・美濃・近江) 十二・戊午6 右大臣諸兄 恭仁宮に先發(以擬遷都故也) 十二・丁卯15 始作京都	右大臣・橘諸兄					三・丙子15 四天王寺に施入 (竹原井頓宮)		十・庚午26 知造難波宮事任命 (印南野邑美頓宮)	十・辛未21 詔近宮三郡司授位	十・壬寅16 雜戶免 (玉津嶋・和泉國所石頓宮)		
○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
D	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

鈴印の保管・運用と皇権（加藤）

45	44	43	42	41	40	39	38	37
天平十七・八・癸丑28 九・己卯25 九・庚辰26	天平十七・五・壬戌5 五・戊辰11	天平十六・二・戊午24	天平十六・①・乙亥11 二・丙申2 二・甲辰10 二・丁未13 二・丙辰22	天平十五・七・癸亥26 八・丁卯朔 十一・丁酉2	天平十五・四・壬申3 四・乙酉16	天平十四・十一・庚子29 天平十五・正・壬寅2	天平十四・八・己亥27 九・乙巳4	天平十三・九・丁丑30 十・己卯2
聖武	聖武	聖武	聖武	聖武	聖武	聖武	聖武	聖武
還・平城（宿宮池駅） 至・平城宮	還・恭仁宮 行幸・平城（中宮院）	行幸・紫香樂宮 （取三嶋路）	行幸・難波宮 （恭仁・平城 留守官任命） 幸・和泉宮 至自・和泉宮（難波） 幸・安曇江	行幸・紫香樂宮 幸・鴨川 還・恭仁宮	還宮（恭仁宮） 行幸・紫香樂	行幸・紫香樂宮 自・紫香樂・至 （恭仁宮）	還・恭仁京 行幸・紫香樂宮	還宮（恭仁宮） 行幸・宇治及山科
中納言・巨勢奈弓麻呂 藤原豊成	甲賀宮留守 參議・紀麻呂	元正・左大臣橘諸兄 留在難波宮	知太政官事・鈴鹿王 民部卿・藤原仲麻呂 知太政官事・鈴鹿王 木工頭・小田王 兵部卿・大伴牛養 大藏卿・大原岑井 大藏大輔・穗積老	左大臣・橘諸兄 知太政官事・鈴鹿王 中納言・巨勢奈弓麻呂	右大臣・橘諸兄 左大弁・巨勢奈弓麻呂 右大弁・紀飯麻呂	知太政官事・鈴鹿王 左大弁・巨勢奈弓麻呂 右大弁・紀飯麻呂 民部卿・藤原仲麻呂	知太政官事・鈴鹿王 左大弁・巨勢奈弓麻呂 右大弁・紀飯麻呂	追奈良留守・ 藤原豊成爲留守
				税免				
九・戊午4 国司任官 九・癸酉19 聖武不豫・宮中固守 【平城宮の鈴印をとる】 九・丙子22 放賤従良		二・庚申26 左大臣宣勅 三・甲戌11 樹大槿棺於難波宮中外門	二・乙未朔【恭仁宮の鈴印をとる】 平城留守 治部大輔・紀清人 左京亮・巨勢鴨村 二・丙午12 雑戸免 二・甲寅20 運恭仁宮 高御座并大槿於難波宮	九・丁巳21 甲賀郡調庸准畿内収之 十・辛巳15 大仏造立詔 十・壬午16 調庸等物令貢紫香樂宮	平城留守任命 宮内少輔・多治比木人		平城留守任命 撰津大夫・大伴牛養 民部卿・藤原仲麻呂	
×	○	○	×	○	△	△	△	△
A	C	C	A	B	A	A	A	A

63	天平宝字五・八・甲子12	淳仁	幸・薬師寺 還幸・授刀督第	叙位	授刀督・藤原御楯 (孝謙同行)	△	A
62	天平宝字五・正・丁酉11	淳仁	至自・小治田宮	賜物・叙位	八・乙亥18 調庸便即取納 十一・壬辰6 勅・赦 (以武部曹司為御在所)	○	C
61	天平宝字四・正・丁卯5	淳仁	幸・太師第	叙位	太師・藤原仲麻呂 (孝謙同行)	△	A
60	天平宝字四・正・甲子2	淳仁	幸・大保第	賜物	大保・藤原仲麻呂	△	A
59	天平宝字元・五・辛亥4	孝謙	移御・田村宮		(為改修大宮也)	?	C
58	天平勝宝八・二・戊申24 四・庚子17	孝謙	行幸・難波 還宮	布施・税免 賜正税	(御・智識寺南行宮) 四・丁酉14 聖武不豫・大赦天下	△	A
57	天平勝宝六・正・辛丑5	孝謙	行幸・東大寺		大仏開眼供養 (以為御在所)	△	A
56	天平勝宝四・四・乙酉9	孝謙	還御・田村第			△	A
55	天平勝宝三・正・戊戌14	孝謙	幸・東大寺	叙位		△	A
54	天平勝宝二・二・乙亥16	孝謙	幸・春日酒殿	叙位		△	A
53	天平勝宝二・二・戊辰9	孝謙	移御・薬師寺宮			△	A
52	天平勝宝元・十二・丁亥27	孝謙	行幸・東大寺		(聖武同行)	△	A
51	天平勝宝元・十・庚午9 十・丙子15	孝謙	還・大郡宮 行幸・河内国智識寺	叙位	(以茨田弓東女之宅為行宮)	△	A
50	天平勝宝元・⑤・丙辰23	聖武	還御・薬師寺宮	賜物・税免	七・甲午2 聖武讓位	?	C
49	天平勝宝元・四・丁未14	聖武	幸・東大寺	叙位	改元	△	A
48	天平勝宝元・四・甲午朔	聖武	幸・東大寺	叙位		△	A
47	天平二十・八・己未21	聖武	幸・散位葛井広成宅	叙位	(明日還)	△	A
46	天平十八・十・甲寅6	聖武	行幸・金鍾寺		(元正同行) (当日還)	△	A

鈴印の保管・運用と皇権（加藤）

75	74	73	72	71	70		69	68	67		66	65		64
神護景雲三・四・辛酉23	神護景雲三・二・癸亥24	神護景雲三・二・壬寅3 十・壬戌22	神護景雲二・十・庚申20	神護景雲元・九・己酉2	神護景雲元・四・乙巳26 四・丁未28		神護景雲元・二・甲申4 二・丁亥7 二・戊子8 二・甲午14 三・辛亥2 三・壬子3 三・戊午9 三・癸亥14	神護景雲元・二・甲申4	天平神護二・正・癸酉17 天平神護二・十一・癸巳12		天平神護元・十・辛未13 ⑩・辛卯3	天平宝字七・十・癸酉4	天平宝字六・五・辛丑23	天平宝字五・十・甲子13 十・庚午19
称徳	称徳	称徳	称徳	称徳	称徳		称徳	称徳	称徳		称徳	淳仁		淳仁
幸・西大寺	幸・右大臣第	幸・左大臣第 還宮	幸・長谷寺	幸・西大寺嶋院	幸・飽波宮 至自・飽波宮		幸・東大寺 幸・大学 幸・山階寺 幸・東院 幸・元興寺 幸・西大寺法院 幸・大安寺 幸・薬師寺	幸・西大寺	幸・右大臣第		還到・因幡宮	幸・山背国	還・平城宮 幸・太師第	行幸・保良宮 幸・近江按察使第
叙位	叙位	叙位	叙位	叙位			叙位・賜祿	叙位	叙位		叙位・税免 賜物・曲赦	叙位		賜物・叙位
	右大臣・吉備真備	左大臣・藤原永手	施入		法隆寺奴婢に授爵				右大臣・藤原永手		⑩・庚申2 遣使固守三関 ⑩・己丑朔 弓削寺に施入食封 ⑩・庚寅2 詔（道鏡太政大臣禪師） （大和国高市郡小治田宮・紀伊・和泉・河内国丹比郡・弓削行宮）		淳仁・中宮院ノ孝謙・法華寺	十・壬戌11 以遷都保良也 十・己卯28 詔（為改作平城宮） 勅（宜割近都両郡永為畿県）
△	△	△	△	△	△		△	△	△		△	△		○
A	A	A	A	A	A		A	A	A		A	A		C

92	延曆十・四・丁巳 27	桓武	幸・彈正尹第		叙位	彈正尹・神王 (遊蜀)	△ A
91	延曆六・十・丙申 17 十・己亥 20	桓武	行幸・交野 還宮		叙位	以大納言藤原繼繩別業為行宮	△ A
90	延曆六・八・甲辰 24	桓武	行幸・高椅津		叙位	還過大納言(藤原繼繩)第	△ A
89	延曆四・八・丙戌 24 九・庚子 8 九・丙辰 24	桓武	行幸・平城宮 行幸・水雄岡 至自・平城	皇太子・早良親王 右大臣・藤原是公 中納言・藤原種繼		齋宮伊勢群行のため 九・己亥 7 齋宮出發 九・乙卯 23 藤原種繼暗殺	△ A
88	延曆三・十一・戊申 11	桓武	移幸・長岡宮(遷都)			中宮皇后留平城	○ C
87	延曆三・⑨・乙卯 17	桓武	幸・右大臣田村第		叙位	右大臣・藤原是公	△ A
86	延曆二・十・戊午 14 十・壬戌 18	桓武	行幸・交野 至自・交野		叙位 賜物・叙位	施入 (遊蜀)	△ A
85	宝龜九・四・甲午 18	光仁	幸・右大臣第		叙位	右大臣・大中臣清麻呂	△ A
84	宝龜五・十一・甲辰 9	光仁	幸・坂合部内親王第		叙位		△ A
83	宝龜五・八・己丑 22	光仁	幸・新城宮		叙位		△ A
82	宝龜三・八・甲寅 6	光仁	幸・難波内親王第		賜物		△ A
81	宝龜三・六・己卯 30	光仁	幸・大藏省		賜物		△ A
80	宝龜三・二・戊辰 17	光仁	幸・右大臣第		叙位	右大臣・大中臣清麻呂	△ A
79	宝龜二・二・庚子 13 二・辛丑 14 二・戊申 21	光仁	幸・交野 進到・難波宮 還到・竹原井行宮		叙位	二・癸卯 16 左大臣暴病 二・己酉 22 左大臣・藤原永手薨・ 贈太政大臣	△ A
78	宝龜元・十一・戊辰 10	光仁	行幸・御鹿原		叙位		△ A
77	宝龜元・二・庚申 27 四・戊戌 6	称徳	行幸・由義宮 至自・由義宮		叙位・賜物	三・丁卯 4 新羅使に賜祿	△ A
76	神護景雲三・十・己酉 15 十・辛亥 17 十一・癸酉 9	称徳	幸・飽波宮 進幸・由義宮 還宮		賜物・曲赦	十・癸丑 19 河内守任命 十・癸亥 29 四天王寺奴婢に賜爵 十・甲子 30 詔以由義宮為西京	△ A

93	桓武 行幸・交野 還宮	叙位	以大納言藤原維繩別業為行宮 (遊駕)	△ A
延暦十・十・丁酉 10 十・庚子 13				

○数字は閏月(69)は、便宜上同一番号としたが、個別の行幸記事

関係表貫は、統紀の記載方法と関係なく、五位以上が確認できる叙位は「叙位」、その他は「進階」と表記した。

内は内印携行の有無(○携行の可能性が高い、△不携行の可能性が高い、×確実に不携行)

※は滞在期間による行幸の分類

A: (一ヶ月未満の短期行幸) B: (長期滞在の行幸)
C: (遷都(内裏改作などによる実質上の遷都・遷宮も含む)) D: (例外)

まず、明らかに内印不携行であるのは、(42)と(45)の二例である。(42)では、聖武が行幸先の難波宮に滞在する天平十六年二月に、「遣少納言從五位上茨田王于恭仁宮。取驛鈴内外印。又追諸司及朝集使等於難波宮。〔乙未朔条〕」「中納言從三位巨勢朝臣奈豆麻呂持留守官所給鈴印詣難波宮。〔丙申2日、(日付は国史大系本による、以下数字のみ記す)条〕」と見え、恭仁宮から取り寄せた駅鈴・内印・外印が、翌日、難波宮に到着したことが確認できる。丙申条以前に政務に関する記事は見えず、内印が必要な政務は行われなかったと考えられる。そして、鈴印到着後の甲寅20条には、延喜太政官式で内印捺印を必要とする兵庫の器仗の運び込みが見える。この後、聖武は難波宮周辺を巡行した後、三嶋路をとって紫香樂宮に行幸し(43)、翌天平十七年五月に恭仁宮に還る(44)までの一年以上、長期滞在することになる。一方、元正太上天皇は難波宮に留まり、十一月に紫香樂宮(甲賀宮)に合流する(癸酉14・丙子17条)までの約半年間、聖武とは別行動をとる。ではこの間、鈴印はどのように保管・運用されていたのか。

聖武の紫香樂宮滞在中には、造兵・鍛冶司廃止(天平十六年四月甲寅21条)、国分寺稻設置の詔(七月甲申23条)、鎮西府への駅鈴の給与(九月己丑30条)など、内印捺印を必要とする政務が行われることから、内印は(43)で聖武とともに紫香樂宮に移動したと考えられる。一方、天平十六年二月庚申26条には「左大臣宣勅云。今以難波宮定爲皇都。宜知此状。京戸百姓任意往來。」と見え、元正とともに難波宮に留まった左大臣橋諸兄により、いわゆる「難波宮への遷都宣言」が出されている。聖武の留守中に出されたこの勅は、元正が出したとする見解もあるが、正確には、京戸百姓の任意による往來

を許可するものであり、五日前の乙卯条と併せて、難波遷都に伴う一連の京戸政策と考えられる。したがって、この勅自体が「難波宮への遷都宣言」であるとは言えず、「聖武が留守中の難波宮で遷都宣言が出されることの不自然さ」を理由に、聖武と元正の「皇権の分裂」を唱えるのは穿ちすぎた見方であろう。この時の内印不携行を、特殊な政治状況下での例外と評価する鈴木氏、澤木氏の主張には疑問が残る。

もう一つの内印不携行例(45)では、天平十七年九月癸酉19条に、平城宮の鈴印を聖武行幸先の難波宮に取り寄せる記事が見える。この取り寄せ自体が聖武不豫による例外的なものであり、一ヶ月ほどで聖武が平城に戻った短期の行幸である。また、この鈴印取り寄せ以前、内印が聖武の手元にならない間に、国司任命(天平十七年九月戊午4条)、不豫による大赦・賑恤の勅命(同辛未17条)などが行われている。

以上の例をふまえ、他の行幸について考えてみたい。【表1】を行幸の性質と滞在期間をもとに分類してみると以下の通りとなる。(A～Dは表の分類に対応)

- A (一ヶ月未満の短期行幸)：(1)～(10)、(13)～(35)、(37)～(40)、(42)、(45)～(49)、(51)～(58)、(60)、(61)、(63)、(65)～(87)、(89)～(93)
- B (長期滞在の行幸)：(41)
- C (遷都(内裏改作など)による実質上の遷都・遷宮も含む)：(11)、(12)、(43)、(44)、(50)、(59)、(62)、(64)、(88)
- D (以上にあてはまらない例外)：(36)

まず、Aでは、行幸先の関係者・陪従者への税免除・叙位・賜祿等を除いて、行幸中に内印捺印が必要な政務記事は見えない^⑭。また、大宝二年の持統太上天皇の参河国行幸でも、五位以上を含む叙位・賜姓・賜封など関係者への褒賞がある^⑮が、この間、文武天皇は藤原宮で通常政務を執っていると思われる、内印は当然、文武のもとに保管されているであろう^⑯。つまり、叙位等の内印捺印が必要な文書発給手続きは、必ずしも行幸中に行う必要はなかったと言える。したがって、A

では、天皇は内印が必要な政務を一切行わなかった可能性が高く、内印携行の必要性を積極的に認めることはできない。

むしろ、Aの内印不携行を裏付けるのが、(66) 称徳の紀伊国行幸である。行幸中の天平神護元年十月庚辰²²条には、淡路公（淳仁廢帝）が配所から逃亡を図り、翌日薨去したことが見える。この死は暗殺説^⑩もあるように、きわめて不自然なもので、同年二月乙亥¹⁴条や三月丙申⁵条の勅からも、淳仁の存在に對する警戒心が称徳側にあつたことは明らかである。また、行幸前に固関が行われたが、このような事例は他にはなく、淡路廢帝をめぐる動きと何らかの關係があつたとみるべきであろう。固関は、官符と内印捺印の勅符を駅鈴とともに使いに授けるため、鈴印が不可欠であつた。よつて、この固関実施は、行幸への内印不携行が通例だつたからではないだろうか。淡路廢帝の死を、称徳側が予測していたとしても、通常通りの行幸では、内印は平城に残しておく必要がならず、前例がないことながら、不虞の事態に備え、事前に固関を行う必要があつたと解釈できる。したがつて、(66) や先の(45)などに示されるように、Aは内印不携行であつたと考えられる。

次に、Bの(41)で聖武は行幸先の紫香樂宮に約四ヶ月滞在し、大仏造立詔を出している。この間、紫香樂宮のある甲賀郡の調庸を畿内に準じ、東海・東山・北陸諸国の今年の調庸を紫香樂宮に貢すなどの政策があり、内印携行の可能性が高い^⑪。また、この二政策は、實質的な遷都の(62) (64)に類例が見え、この(41)も、むしろCの類例とすべきであろう。次にCを見てみたい。(11)もしくは(12)の平城遷都^⑫、(88)の長岡京遷都は、元明・桓武がそれぞれ、新都の平城宮・長岡宮に移動した時点で、内印も移動したと考えられる。また、(43)で、内印が聖武とともに難波宮から紫香樂宮に移動したことはすでに述べた。この行幸出發時点では、聖武は難波を都とする意志をもっていたと考えられるが、結果的には長期滞在からそのまま紫香樂遷都となつた。そして、(44)で恭仁宮を経て平城へ遷都となるが、ここでも内印は聖武とともに移動したと考えられる。(50) (59)は平城京内で居所を変更した例で、(50)は、聖武讓位に備えた措置と考えられるが、内印の所在を示す史料はない。(59)の田村宮移御は「為改修大宮也」と見え、二ヶ月後の天平宝字元年七

月時点で、鈴印が光明皇太后宮にあることが確認できる。詳細は後章に譲るが、この鈴印の移動は田村宮移御と関係すると考えられる。また、(62) 小治田宮行幸と(64) 保良宮行幸中には、尚侍・尚藏の封戸全給(天平宝字四年十二月戊辰12条)、節度使任命(同五年十一月丁酉17条)、さらに正月叙位(同五年正月戊子2条・同六年正月癸未4条)があり、ともに内印携行と考えられる。しかし、(62) 小治田宮は「新京」とあり、大史局(陰陽寮)の奏による移御(天平宝字四年八月己卯22条・同五年正月癸巳7条)、(64) 保良宮行幸は平城宮改作のための移御(同五年十月己卯28条)で、各々、五ヶ月と七ヶ月に及ぶ長期滞在、すなわち事実上の遷都であった。したがって、Cは内印携行と言える。

次に例外的なDの(36) 伊勢国行幸を見てみたい。聖武は約二ヶ月の東国巡行後、恭仁宮に入り、そのまま遷都となる。行幸(42)時に鈴印は恭仁宮にあるため、この入御時に鈴印も運び込まれたものと考えられ、(36)当初から内印携行の可能性が高い。しかし、行幸前には藤原広嗣の乱が起きており(天平十二年九月丁亥3条)、行幸中も聖武には鎮圧軍からの報告が届き、これに対する報勅・報詔も出ている。つまり、飛驒使の往来、すなわち、内印運用の必要は事前に予測でき、この内印携行を一般的例と見なすには無理がある。

以上の例から、『続日本紀』の天皇行幸で、内印が確実に携行されたのは、Cの遷都、または改作等で内裏が使用できない場合や長期間にわたって内裏を空ける実質的な遷宮・遷都の時のみと言うことができる。従って、これらは特殊な例であり、一般的な行幸には、むしろ内印不携行であったと考えるべきであろう。

第三節 鈴印の保管権

次に、『延喜式』の行幸規定を見てみたい。

・凡行幸從駕内印。并駟鈴伝符等。皆納漆籠子。主鈴与少納言共預供奉。其駟者左右馬寮充之。

〔卷十二・主鈴〕

・凡行幸者。將監一人升自西階受取御劔供奉。即率近衛二人護之。亦令近衛二人護印鈴。

〔卷四十五・左右近衛府〕

・凡車駕巡幸鈴印駄。用樞劍強壯者充之。隴人二人。（以飼丁充之。）於宮門外負駄。以列駕前。駕輿丁餉駄一疋。其女騎十八疋。走馬廿五疋。（近幸走馬廿疋。）自余馬數臨時聽処分
〔卷四十八・左右馬寮〕

以上の条文（a群）は、内印携行説の重要な根拠となっており、奈良時代には内印不携行との説をとる鎌田氏、仁藤氏も、後世には携行すると考えるのは、この条文によるところが大きい。しかし、『延喜式』にはこのa群に対し、次の条文（b群）も存在する^⑦。

・凡供奉行幸。遠處内記二人。史生一人。内記分在左右。領被鞍御馬官人之後駄鈴馬。主鈴之前。近處内記一人。史生一人。

〔卷十二・内記〕

・凡車駕行幸者。舍人四番（以十二人為一番）供奉。御輿長八人。駄鈴四人。並著緋袍白布袴帶。若皇后有幸。又供奉御輿長。裝束同前。其叫門者便取副鈴舍人。……
〔卷十三・大舍人寮〕

このb群の「駄鈴」はどう解すべきか。これと同じものを示すと思われるのが、行幸時、少納言が行う奏鈴の「鈴」で、この儀式次第を要約すると次の通りである。

- (1) 行幸の時、天皇は南殿（紫宸殿）の中央の間に御す。
- (2) 少納言は閤司奏を経て内に入り、版位に就く。
- (3) 少納言は「御供に持仕へ奉らむ鈴賜らむと申す」と奏し、天皇は「之を取れ」と勅答する。
- (4) 少納言は主鈴を喚び、長樂門の所へ行き、印櫃から鈴を出させ、衛門の陣の外に出て、鈴を馬に駄せる。
- (5) （行在所）少納言が鈴奏を行って天皇に鈴を進る。
- (6) （還宮時）少納言が「御供に持仕へ奉れる鈴奉ると申す」と奏し、「之を収めよ」との勅答の後、鈴を櫃に収める。

長樂門や印櫃が見えることから、この鈴奏の鈴が駄鈴であることは間違いなく、『内裏儀式』で行在所と還宮時の閤司

奏の際に、「鈴持大舎人」が叩門することから考えても、b群の「駄鈴」は鈴奏を行って行幸に携行する駄鈴を指すと考えてよいであろう。^⑧

では、a・b両群の「鈴印」「駄鈴」の関係をどう考えるべきか。この手がかりとなるのが、次の『儀式』（卷二・踐祚大嘗祭儀・上）の大嘗祭御禊行幸行列の駄鈴馬の位置である。

…… 左右馬寮官人左右各六人（間に左右の威儀御馬各一疋）↓ 内記左右各一人 ↓ 典輪左右各一人（間に負輪馬・近衛左右に各一人）↓ 主鈴左右各一人（間に負鈴馬・近衛左右各一人）↓ 少納言一人 ↓ …… 車駕 ……

これは、a・b各式の鈴印、または駄鈴に供奉する官人の配置と符合する。したがって、各式の記載は共通のものを示すことになるが、印すなわち内印の有無は、なぜ生じたのか。

ここで注目したいのは、先の「鈴奏」である。通常、駄鈴と内印は同じ櫃に保管されるが、鈴奏では駄鈴だけを取り出し、明らかに内印は不携行である。したがって儀式書の「鈴奏」で駄鈴のみ行幸に携行することは、内印携行が遷都・遷宮などの特殊な例で、一般行幸ではむしろ、内印不携行であったとする前節の結論の傍証となる。『延喜式』a群が規定するのは内印携行時の従駕形態で、内印携行そのものではないため、大きな矛盾はないと言える。

しかし、行幸に不携行の内印がどのように保管されていたのか依然問題となる。通常時の鈴印の保管場所は、貞観十一年を初見に、平安宮内裏の承明門・長楽門間の廊であったことが確認できる。^⑨さらに駄鈴と内印は、同じ櫃（辛櫃・韓櫃・匣）中に納められ、櫃には「鎖」（くさり、錠の意）がとりつけられていた。^⑩さらに、大同三年四月辛巳³⁰条に「駄鈴遺在廊下者自鳴」と見えるこの「廊下」が、内裏の築地回廊を指すとすれば、平安宮の初期には、この鈴印櫃は内裏内に安置されていたことになる。長岡宮の史料はないが、平城宮では、宝龜八年五月己巳¹⁹条に「自寶字八年乱以來。太政官印收於内裏。毎日請進。至是復置太政官。」と見え、仲麻呂の乱時に不正利用され、盗まれた太政官印を、その後一時的に内裏で保管したことが確認できる。この時、鈴印争奪の危機にさらされた内印の保管に関する記事がないのは、内印が

普段から内裏で保管されていたためであろう。さらに橋本義則氏は、養老四年八月丁亥7条の「詔。諸請内印。自今以後。應作兩本。一本進内。一本施行。」を根拠に、奈良時代初めごろ、天皇が内印請印を含む日常政務を内裏で執っていたと指摘する^⑦。したがって、鈴印の内裏での保管は、少なくとも養老年間までさかのぼり、令制当初からであった可能性もある。

行幸時、留守官に内印運用権がなく、その保管権委譲の必要が認められないことは、すでに第一節で述べた。したがって、内裏閣門内への出入りが厳重に管理され、行幸中は宮城への出入りも制限されていたことを考えれば、皇権発動に必要な内印は、留守官個人の手に乗るよりも、通常通り内裏内に保管しておく方が安全であったと考えられる。

ここで再び天平十六年の例を見てみると、二月乙未朔条には少納言の茨田王派遣が見えるが、翌日実際に鈴印をもたらずのは中納言・巨勢奈弓麻呂で、少納言派遣の意義は鈴印移送のためではなかったことになる。令制で少納言は鈴印の請進を職掌とし、出納を主鈴に指示する立場にあった。つまり、これは留守官に鈴印保管権がなく、少納言が唯一内裏に入って主鈴に鈴印を出させる権限を有していたことを示しているのである^⑧。なお、陽成讓位時（元慶八年二月四日乙未条）にも、鈴印を平常時同様「承明門内東廊」に安置したまま、内裏を空けて遷御する例が見える。

以上から、次の原則が確認できる。鈴印は奈良時代から内裏内で厳重に保管され、その請進・出納を行うのは少納言・主鈴に限定されていた。特に内印は遷都・遷宮など天皇が御在所を宮外に置く特殊な例を除いて、行幸にも不携行であり、内裏から動かすことはなかった。つまり、鈴印の保管権は内裏の主である天皇に集約されていたと言える。

- ① 天平十六年二月乙未朔条・同月丙申2条、天平十七年九月癸酉19条
- ② 鈴木景二「日本古代の行幸」〔ヒストリア〕一二五・一九八九年
- ③ 澤木（仁藤）智子氏は、行幸中の詔書頒下、課役徵免、兵庫器仗の出納などが天皇の意志として文書行政にのって行われるためには内印が必要だとする。「行幸時における留守形態と王権」〔平安初期の王権と官僚制〕二〇〇〇年・吉川弘文館、初出一九九一年
- ④ 録田元一「律令制と文書行政」〔日本の古代七・まつり〕との展開一九八六年・中央公論社
- ⑤ 仁藤敦史「古代王権と行幸」〔古代王権と官僚制〕二〇〇〇年・臨川書店、初出一九九〇年

⑥ 公式令・勅旨式条、便奏式条

⑦ 瀧川政次郎「複都制と太子監国の制」〔法制史論叢2京制並に都城制の研究〕一九六七年・角川書店

⑧ なお「論奏外、諸庶奏事」を扱う奏事式も太子監国の権限には含まれない。

⑨ 天平十六年の鈴印の取り寄せについて、横田健一氏は、同年閏正月丁丑13条の安積親王（聖武の子・果大養氏所生）の突然死に関係し、緊迫した状態を示すとす。「安積親王の死とその前後」〔白鳳天平の世界〕一九七三年・創元社、初出一九五九年／一方、直木孝次郎氏は、この直後の高御座・大櫛・兵庫の器仗の運び込みとあわせ、聖武の難波遷都あるいは長期滞在の意志の表れとする。「天平十六年の難波遷都をめぐる――元正太上天皇と光明皇后――」〔飛鳥奈良時代の研究〕一九七五年・瑞書房、初出一九七〇年

⑩ 天平十六年二月戊午24条「太上天皇及左大臣橘宿禰諸兄留在難波宮焉。」

⑪ 直木孝次郎・前掲論文／早川庄八「上卿制の成立と議政官組織」〔日本古代官僚制の研究〕一九八六年・岩波書店／仁藤敦史「太上天皇制の展開」〔前掲〕／石野雅彦「詔勅からみた奈良時代の太上天皇」〔国史学〕一五七・一九九五年／なお、早川氏・仁藤氏は、この勅は聖武と元正との「皇権（王）の分裂」を意味するとの見解に立つ。

⑫ 天平十六年二月乙卯21条「恭仁京百姓情願遷難波宮者恣聽之。」

⑬ 難波行幸（42）の二日前、天平十六年閏正月癸酉9条には「更仰京職令諸寺百姓皆作舍宅」と見え、この時点で難波遷都の意志はまだなく、恭仁京を都とする方針に変更はなかったらしい。したがって、（42）は当初、一般の短期行幸（後述のA）として意図されたのであ

らう。また、難波遷都決定の時期は、恭仁宮から高御座等が運び込まれる二月甲寅20条以前で、鈴印取り寄せ自体が、遷都時の鈴印移動の例に基づくと考えられる。

⑭ (25)中の難戸免記事は、行幸関係者か否かは不明。また、(27)中の知造難波宮事任命は行幸関係者と見なすべきで、いずれも行幸中に内印請印が行われた根拠にはならない。

⑮ 大宝二年十月甲辰10条～十一月戊子25条。十月乙卯21条には孝順者表彰の詔が見える。

⑯ 「西宮記」(叙位儀)によると、まず叙位が行われ、その後位記への請印(入眼)が行われる。したがってこの場合、請印は遷宮後に行われたであろう。

⑰ 直木孝次郎氏は、淡路に間近の紀伊國への行幸自体が、称徳から淡路守への無言の圧力となったこととは否定できないとして、淳仁の死への称徳の関与を指摘する。「淡路廢帝淳仁の死をめぐる」〔飛鳥奈良時代の考察〕一九九六年・高科書店、初出一九八七年

⑱ 天平神護元年十月庚申2条。なお、九月には行宮造営が命じられ(庚戌21条、装束司任命もある(癸丑24条))ため、この固閑以前に行幸は決定していたと言える。

⑲ この他、「続日本紀」に見える固閑記事は、天皇・太上天皇の不豫、崩御時以外、長屋王の変、藤原仲麻呂の乱、水上川継の変のみ。

⑳ 「固閑儀」は「儀式」西宮記「北山抄」「江家次第」などに見える。

㉑ 調庸物の京納期限は近国で十月三十日が令規定であり、聖武が恭仁宮に還るのは十一月二日であるため、今年の調庸に関する決裁文書発給は紫香樂宮で行った可能性が高い。

㉒ 平城遷都は、(11)で藤原宮への還宮記事が見えないため、(12)は

- 遷都宣言で、実際の移動はすでに(11)で行われていた可能性もある。
- ② 次の(45)で、鈴印が平城宮にあることが確認できる（天平十七年九月癸酉9条）
- ③ (64)中の天平宝字五年十月壬戌11条には、「以遷都保良也」と見える。
- ④ 行幸直前の天平十二年十月己卯26条には「勅大將軍大野朝臣東人等曰。朕縁有所意。今月之末。暫往關東。雖非其時。事不能已。將軍知之不須驚怖。」と見えるが、実際には二十三日に藤原広嗣は捕えられている。しかし、二十九日付の東人の奏により、聖武がこれを知るのは行幸中で（十一月丙戌3条）、出発時点（十月二十九日）で聖武は乱の鎮圧を知らなかった。
- ⑤ 飛駆使派遣は、公式令・国有瑞条に見え、「儀式」（飛駆儀）、「北山抄」（巻四・飛駆事）にはこの時、内印を捺印することが見える。
- ⑥ 「延喜式」内記式と主鈴式とともに「弘仁式・金剛寺所藏本」による。
- ⑦ 「内裏儀式」（行幸時賜鈴并進式）／「西宮記」（少納言事・行幸之時鈴奏事）／「北山抄」（巻九・羽林抄・行幸）
- ⑧ 平安宮において、鈴印は内裏承明門・長楽門間の同じ櫃中に安置される。（後述）
- ⑨ 小学館「日本国語大辞典」は「鈴奏」を「平安時代行幸に際して、先払いのために振り鳴らす鈴の下賜を願う奏上。および還御の時返上する奏上」と説明するが、「駄」は「馬に背負わせる」の意であり、大嘗祭御修行幸の行列順からも「先払いのために振り鳴らす」は不適切。
- ⑩ 「内裏儀式」「少納言退出置印櫃於廊下。主鈴率大舍人就櫃取鈴立廊前。」／「西宮記」「少納言左廻至長楽門下前橋下令出鈴。立乘與前」など。／また、「固閑儀」「飛駆儀」など、内印と駄鈴の双方が必要な儀式では、まず内印だけを出して捺印した後、印を納める際に駄鈴を取り出しており、鈴奏で内印を共に取り出しているとは言い難い。
- ⑪ 承明門は内裏内郭の南正門で、その東西の掖門が長楽・永安門であり、その間は築地回廊となる。承明・永安門の様子は、「年中行事絵巻」（射遣・賭弓）により知ることができ、長楽門付近も永安門と同様の構造であったと考えられる。
- ⑫ 貞観十一年七月廿六日壬午条・同十七年七月廿一日辛丑条・元慶八年二月四日乙未条
- ⑬ 前注。「日本紀略」天慶三年九月十二日甲戌条、「内裏儀式」（行幸時賜鈴并進式）「少納言……置印櫃於廊下主鈴……就櫃取鈴」／「西宮記」（内印・前田家本）「応和三年閏十二月三日、……欲捺印。印納辛櫃鎖固混不開。……」なお、「固閑儀」「飛駆儀」等によると、駄鈴は使用後再びこの櫃中に納める事になっており、中央にある駄鈴はすべてここで保管されていたと考えられる。
- ⑭ 「新訂増補国史大系・日本紀略」同日条の頭注は「遺、恐當作置」とする。
- ⑮ 天平宝字八年九月丙午12条・壬子18条
- ⑯ 橋本義則「朝政・朝儀の展開」（『平安宮成立史の研究』一九九五年・瑞書房、初出一九八六年）
- ⑰ 宮衛令・車駕行幸条。ただし、諸門の守衛が通常時と行幸時で異なるか否かは不明。
- ⑱ 「留守官所給鈴印（丙申2条）」は、内印に関しては実際の給与（保管権の委譲）ではなく、宮城そのものが留守官の管理下に置かれたための表現と考えられる。
- ⑲ 「類聚符宣抄」（第六・貞観六年六月四日宣）には少納言不参によ

り、「請印之事。既致擁滞」とみえ、この状態が九世紀段階まで厳守されてきたことが確認できる。また、藤原仲麻呂の謀叛が発覚した天

平宝字八年九月乙巳口条でも、孝謙太上天皇は少納言・山村王を遣わして鈴印を収めている。(第二章第一節参照)

第二章 鈴印の運用権と皇権

鈴印の保管権が天皇にあり、内裏内での保管が基本原則であるとすると、鈴印の所在が皇権の掌握者を示すという従来の見解は再検討する必要がある。したがって本章では、前章の例外となる、橘奈良麻呂の変・藤原仲麻呂の乱をもとに、鈴印の運用権と皇権の遂行主体について検証したい。

第一節 光明皇太后宮の鈴印と紫微中台

まず、橘奈良麻呂の変の際、鈴印が光明皇太后宮にあったことは、天平宝字元年七月庚戌⁴条・同戊午¹²条により確認できる。奈良麻呂一味を窮問した結果、明らかにされた計画には、この鈴印の掌握も含まれていた。そこで、当時の光明子の周辺をみると、天平勝宝元年の孝謙即位後、皇太后となった光明子の皇后宮職は紫微中台と改められ、さらに天平宝字元年に紫微令の藤原仲麻呂は新設の紫微内相に就任(五月丁卯²⁰条)しており、「令掌内外諸兵事」と見える。

従来の研究は、この紫微中台との関係をもとに、皇太后宮の鈴印を説明してきた。瀧川政次郎氏は、皇太后が天皇大権を掌握したため、鈴印を手中に収め、長官の仲麻呂は皇太后に近侍して大政を補佐し、紫微中台が太政官を圧倒していつたと述べている^②。また、岸俊男氏は、実権は皇太后にあり、紫微中台が太政官・中務省に代わりその詔勅を吐納したため、鈴印も皇太后宮にあったとする^③。さらに近藤毅大氏は、孝謙は即位当初から鈴印を掌握できず、聖武太上天皇が持ち、聖武崩御の前後に皇太后が鈴印を引き継ぎ、詔勅発給が可能になったとする^④。以上のように、皇太后宮に鈴印がある事実のみが強調されてきたが、近年、吉川敏子氏が平城宮の改作による一時的な管理である可能性を指摘しているように、皇

太后宮に鈴印が置かれるようになった経緯、この状況が恒常的なものか一時的なものかという問題を検討する必要がある。^⑤
 奈良時代初めから、天皇は日常政務を内裏で執り、鈴印が内裏に安置されたことはすでに述べた。^⑥したがって、鈴印が皇太后宮にあるのは特殊な状況とみるべきである。では、本来鈴印が保管される内裏はこの時どうなっていたのだろうか。
 天平宝字元年五月辛亥4条に「天皇移御田村宮。為改修大宮也。」とあり、二ヶ月後、奈良麻呂の変時点でも孝謙が田村宮に居ることから、この間、大宮すなわち内裏は使用不可能であることが確認できる。問題は、この時期、鈴印がなぜ、御在所の田村宮ではなく、皇太后宮に安置されたかという点である。次の奈良麻呂の変の記事に注目してみたい。

六月甲辰28条「謀園田村宮。」（山背王の密告）

七月戊申2条「大宮（乎）將園（止）云而……誰奴（加）朕朝（乎）背而（孝謙の詔）

「駟率精兵四百。將園田村宮。」（小野東人の自白）

七月庚戌4条「發兵園内相宅。殺劫即園大殿。退皇太子。次傾皇太后宮而取鈴璽。即召右大臣將使号令。然後廢帝。簡四王中立以

爲君。」（小野東人の自白）

七月戊午12条「先内相家（乎）園而其（乎）殺而即大殿（乎）園而皇太子（乎）退而次者皇太后朝（乎）傾鈴印契（乎）取而召右大臣而天下（尔）号令使爲（牟牟）。然後廢帝四王中（尔）簡而爲君（牟牟止）謀而（孝謙の詔）

計画には、「紫微内相・仲麻呂宅を囲み、殺す。田村宮（大宮・大殿）を囲む。皇太子・大炊王を退ける。皇太后宮から鈴印（鈴璽）を取る。右大臣・藤原豊成に号令させて帝（孝謙）を廢す。」などが見える。しかし、ここで内相宅・田村宮は兵を發し「園」と行動が具体的であるのに対し、皇太后宮（朝）には抽象的な「傾」の語を用いているのである。

『続日本紀』における「傾」の用法は、長屋王の変の「長屋王私学左道欲傾国家」（天平元年二月辛未10条）、橘奈良麻呂の変の「謀傾宗社」（天平宝字元年八月甲午18条）、「傾皇室將滅臣宗」（同年閏八月壬戌17条）、藤原仲麻呂の乱関係の「兵（乎）發朝廷（乎）傾動（武止之天）」（天平宝字八年九月甲寅20条）、「朝廷（乎）動（之）傾（无止）謀（天）」（天平神護元

年三月丙申⁵条、「逆心〈乎〉以〈天〉朝廷〈乎〉動傾〈止之天〉」（同年八月庚申朔条）、水上塩焼の謀反の「傾奉朝廷乱國家〈弓〉」（神護景雲三年五月丙申²⁹条）、水上川継の変の「將傾朝廷」（延暦元年閏正月丁酉¹⁴条）などで、「傾國家」「傾朝廷」が謀反を示す用語として用いられている。『大漢和辞典』によると「朝廷〈廷〉」は「群臣が天子に謁見し、天子が萬機を聴くところ」であり、田村宮ではなく皇太后宮がこの用法で記載されていることは、この時期の皇太后宮（朝）が単なる紫微中台の政庁ではなく、内裏に代わり、天皇が「まつりごと」を執る空間であったことを示すのではないだろうか。

これを裏付けるのが奈良麻呂の変中の次の天平宝字元年七月戊申²条である。

詔曰。……詔畢更召入右大臣以下群臣。皇太后詔曰。……
最初に孝謙が詔し、さらに「召入」して皇太后が詔していることから、この場所は皇太后宮と考えられ、天皇が詔する「庁」的空間と「召入」が必要な皇太后の私的空間の存在が想定できる。また、先の庚戌⁴条の「次傾皇太后宮而取鈴璽。即召右大臣將使号令。」からは、皇太后宮を「まつりごと」の場とする様子がうかがえる。

光明皇太后宮の構造を知る史料は他に見えないが、桓武后・乙牟漏の長岡宮の皇后宮には「庁」「庭」が見え（延暦四年五月癸丑¹⁹条）、皇后宮職が置かれ、儀式や日常政務に使用する前庭が存在したと見られている。^⑩乙牟漏の皇后宮が前々代皇后の光明子の形式を継承した可能性は高く、光明皇太后宮が紫微中台の官庁を併設し、政務のための政庁・前庭を含む構造であった可能性は十分にある。一方、田村宮は、天平勝宝四年四月乙酉⁹条に「天皇還御大納言藤原朝臣仲麻呂田村第。以為御在所。」と見えることから、仲麻呂の田村第の一角にあったと考えられる。田村第は岸俊男氏により、左京四條二坊に比定されているが、孝謙が田村宮で「まつりごと」を執つたことは史料上確認できない。また、奈良麻呂の変の際、皇太子・大炊王もここに居住していた可能性があり、^⑪官人が参入し天皇が日常政務を執る「内裏」としての空間的條件を備えていたかという点には疑問が残る。したがって、「改修大宮」期間、孝謙の日常政務は「内裏」に代わり、皇太后宮、おそらく紫微中台政庁で行われ、そこで運用される鈴印も皇太后宮に安置されていたと考えられる。

さらに付け加えると、紫微中台の職掌である「居中奉勅。頒行諸司。」（天平宝字二年八月甲子25条・官名改易記事）の理解が問題となるが、紫微中台が、孝謙の勅を「奉」する越権行為の発生は、皇太后宮を「内裏代」としたことに起因するのではないか。孝謙が政庁に不出御時、皇太后の私的空間に参入して「奉勅」する役割を、そこが皇太后宮であるが故に、紫微中台官人が担ったと考えられるのである。実際、献物帳などで「勅」の署名が紫微中台官人（内相・仲麻呂）のみであるのは天平宝字元年五月から翌二年八月庚子朔の淳仁即位までの、内裏改修中と思われる期間に限られ、その後、奉勅者は再び太政官・中務省官人に戻っている。つまり、紫微中台の「居中奉勅」や皇太后宮の鈴印は、光明皇太后が鈴印保管権や運用権を有する皇権の遂行主体であったことを意味するものではなく、皇太后宮が「内裏代」であった時期に限定される臨時措置であり、鈴印の保管権・運用権はやはり天皇である孝謙にあったと考えられる。しかし、この状況が紫微中台官人が「奉勅」を独占し、その権限拡大を進めていく契機となった可能性は十分に考えられる。

第二節 太上天皇の権限と鈴印

次に、藤原仲麻呂の乱を中心に、鈴印の運用権を含め、太上天皇の権限を検討したい。天平宝字八年九月乙巳11条には「鈴印争奪戦」とよばれる次の記事が見える。

太師藤原惠美朝臣押勝逆謀頗泄。高野天皇遣少納言山村王。收中宮院鈴印。押勝聞之。令其男訓儒麻呂等邀而奪之。天皇遣授刀少尉坂上莉田麻呂。將曹牡鹿嶋足等。射而殺之。押勝又遣中衛將監矢田部老。被甲騎馬。且劫詔使。授刀紀船守亦射殺之。勅曰。太師正一位藤原惠美朝臣押勝并子孫。起兵作逆。仍解免官位。并除藤原姓氏已畢。其職分功封等雜物。宜悉收之。即遣使固守三關。仲麻呂の謀叛発覚とともに、孝謙太上天皇（高野天皇）は鈴印掌握を図り、仲麻呂もこれに対抗し奪取を試みる。この時点で鈴印は淳仁御在所の中宮院にあり、保管権は原則どおり天皇にあった。そこでまず、乱以前の皇権を考えてみると、孝謙と淳仁の関係について、天平宝字六年六月庚戌3条には次の記事が見える。

喚集五位已上於朝堂。詔曰。太上天皇御命以(弓)卿等諸語(部止)宣(久)。……但政事(波)常祀(利)小事(波)今帝行給(部)。國家大事賞爵二柄(波)朕行(牟)。加久(能)狀聞食悟(止)宣御命衆聞食宣。

この孝謙の詔は、淳仁との不和・対立を原因とする政權分担宣言(以下、「宝字六年詔」とされ、先学の評価は大筋で、A. 孝謙が国政を掌握^①、B. 実質的効力はなく、淳仁が国政を掌握したまま、の二つに分かれる。そして現状では、中宮院の鈴印は、淳仁が国政の掌握者であったことを示す重大な根拠とされ、これに依拠するBが優勢である。^②

しかし、鈴印保管権のない孝謙が国政に影響力を持っていたことを示す史料も存在する。乱直前の九月に仲麻呂は「都督四畿内三關近江丹波播磨等國兵事使」となるが(丙申2条)、この任命には孝謙の意志が介在したと考えられる。さらに、紀寺奴事件(天平宝字八年七月丁未12・戊申13条)も孝謙が決裁していることから、孝謙は内印が必要な「放賤従良」や「官員増減」^③、軍事関連の権限を有していたと言える。また、「鈴印争奪戦」における孝謙の少納言派遣は、鈴印出納の正規の手続きを踏んだものと考えられる。孝謙の武官(授刀少尉等)派遣はあくまで仲麻呂側の鈴印奪取への対抗手段であり、淳仁の動きも見られないことから、淳仁にとっても孝謙の鈴印撰取は自明のことであり、孝謙は乱以前から鈴印運用権を有し、国政に関与する権限があったと解することができる。

一方、「宝字六年詔」以後、淳仁が決裁した政務には、飢饉による公私負債・田租免除(宝字七年正月戊午15条)、賜姓(八月己丑19条)、少僧都解任(九月癸卯4条)の詔や渤海使への五位以上を含む叙位(正月庚戌7条)など鈴印を必要とするものが見える。^④

以上から考えると、孝謙と淳仁がともに国政に関与して鈴印運用権を有し、仲麻呂謀反のような「國家大事」には孝謙の運用権が優先されるという状況が想定でき、「宝字六年詔」の有効性が認められる。しかし、鈴印が皇權発動に必要な重器であると同時に、日常の文書行政に不可欠であることを考えるならば、むしろ「常祀利小事」を行う淳仁こそ鈴印を頻繁に必要とするのではないか。したがって、鈴印保管権が天皇にあり、内裏(天皇御在所)に保管する原則に変更はな

いが、鈴印運用権を含む皇権遂行の主体は、鈴印保管権と必ずしも合致せず、個別に考える必要がある。

では、孝謙以外の太上天皇は、鈴印運用権を有していたのだろうか。孝謙以前には、持統が行幸中に叙位・賜姓（大宝二年十月甲辰10条―十一月戊子25条）を行った例がある。また、政務への積極的関与は見られないものの、聖武の遺詔による道祖王立太子の決定（天平勝宝八歳五月乙卯2条）や、「宝字六年詔」受容の背景には、鈴印運用権を含む皇権の遂行主体としての太上天皇の位置付けがあったと考えられる。仲麻呂の乱後、勝者である孝謙（称徳）がこの権限を否定したとは考えがたく、薬子の変の際、大同四年四月戊寅3条には、「遣使発畿内并紀伊国兵。與薬子同興。自川口道向於東国。」と平城太上天皇の兵差発権が見え、一方で嵯峨天皇側の固関（弘仁元年九月丁未10条）も見える。

したがって、鈴印保管権は原則どおり天皇に集約されるが、運用権は一元化されていなかったと言える。実際に太上天皇も運用権を持ち、皇権の遂行主体が二分するという矛盾が生じており、天皇と太上天皇の対立の一因ともなったのである。

- ① 天平宝字四年六月乙丑7条の光明皇太后崩伝には「勝宝元年。高野天皇受禪。改皇后宮職曰紫微中臺。」と見え、天平勝宝元年八月辛未10条の紫微中台官人任命が紫微中台初見。
- ② 瀧川政次郎「紫微中台考」（『法制史論叢4・律令諸制及び令外官の研究』一九六七年・角川書店、初出一九五四年）
- ③ 岸俊男「藤原仲麻呂」（一九六九年・吉川弘文館）
- ④ 近藤毅大「紫微中台と光明皇太后の「勅」（『ヒストリア』一五五・一九九七年）
- ⑤ 吉川敏子「紫微中台の「居中奉勅」についての考察」（『ヒストリア』一六八・二〇〇〇年）
- ⑥ 北山茂夫氏は、「もともと太政官に置くべき鈴印・契は皇太后の朝すなわち紫微中台に保持されていたのだ」とするが、「太政官に置くべき」は不適切。「天平末葉における橘奈良麻呂の変」（『日本古代政治史の研究』一九五九年・岩波書店）
- ⑦ 「謀園田村宮」（六月甲辰28条、「即園大殿。」（七月庚戌4）とあることから、当時孝謙は田村宮に居住していたと考えられる。
- ⑧ 内裏焼亡などの場合、鈴印は天皇の御在所（里内裏）に保管されている。『本朝世紀』長保元年六月十六日丁卯条、「扶桑略記」長和五年正月二十九日条
- ⑨ 皇太后に「詔」を使用する例は、奈良麻呂の変中の二カ所のみで、これにより光明皇太后が詔勅を出す権限を有していたと解釈する見解もあるが、柳雄太郎氏は、この二つの「詔」が宣命体であることから、必ずしも皇太后の詔勅権限を意味するものではないと指摘する。「献物帳と紫微中台」（『書陵部紀要』三三・一九八〇年）

⑩ 橋本義則「長岡宮内裏考」(平安宮成立史の研究)一九九五年・鳩書房、初出一九九一年)。なお橋本氏は、光明子の皇太后宮が平城京では一貫して旧藤原不比等邸(法華寺)に置かれていたとするが、この点に關してはなお検討を要する。また、「平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告」(一九九五年・奈良県教育委員会)では、長屋王旧宅を皇后宮に比定する。

⑪ 岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」(日本古代政治史研究)一九六六年・鳩書房)。岸氏は左京四条二坊の十六坪すべての「広大な地域を占めていた可能性もある」とするが、奈文研「平城京左京四条二坊十五坪発掘報告」は、この東半分(九一・十六坪)に比定する。

⑫ 大炊王が立太子以前に田村第に居住していたことは、「続日本紀」天平宝字元年四月辛巳4条の立太子記事や淳仁即位前記に見える。

⑬ 「大日本古文书」(二五—二九) / 「天平宝字元年閏八月廿日・同年十二月十八日付勅旨写」(壬生家旧蔵・京都大学所蔵)(京都大学博物館「一九九二年秋季企画展・古文书の魅力」に积文掲載)

⑭ 「大日本古文书」(四一—三七)(四一—四二)

⑮ 「鈴印争奪戦」記事は当該条以外にも、関係者の薨去記事や詔に見え、要約すると次のような流れになる。(日付がないものは当該条)

(1) 孝謙が少納言・山村王を派遣、鈴印を収めさせる。(2) 仲麻呂がこれを知り、子の訓儒麻呂らに迎え奪われる。(3) 近衛・物部磯良が(孝謙に) 急を告げる。(神護景雲元年七月丁巳10条)(4) 孝謙は授刀少尉・坂上阿田麻呂と将曹・牡鹿嶋足を派遣。(5) 阿田麻呂らは詔を奉じて馳せ、訓儒麻呂を射殺す。(延暦五年正月戊戌7条)(6) 仲麻呂は、中衛将監・矢田部老を派遣老は甲をつけ騎馬し、詔使を却す。(7) 授刀・紀船守が之(矢田部老)を射殺す。(8) 山村王は「密告消息」遂に君命を果たす。(神護景雲元年十一月癸亥17条)

⑯ 天平宝字六年五月辛丑23条に「高野天皇与帝有隙。於是。車駕還平城宮。帝御于中宮院。高野天皇御于法華寺。」と見える。

⑰ 北山茂夫「藤原惠美押勝の乱」(日本古代政治史の研究)一九九九年・岩波書店) / 鈴木靖民「高野天皇の称号について」(國學院雜誌)七七一・九・一九七六年)

⑱ 木本好信「仲麻呂と孝謙上皇・淳仁天皇」(藤原仲麻呂政権の基礎的考察)一九九三年・高科書店 初出一九八七年) / 仁藤敦史「太上天皇制の展開」(前掲)

⑲ 「新日本古典文学大系・続日本紀」(岩波書店)三卷五七一ページ「押勝の乱勃発にいたるまで、鈴印が一貫して淳仁の御所である中宮院にあったことを考えれば、孝謙が淳仁を排除して国政を運営していくような体制は、ほとんど整えられていなかった可能性が強い。」

⑳ 同年九月壬子18条の仲麻呂略伝には「諷高野天皇。爲都督使。掌兵自衛。准據諸國試兵之法。管内兵士每國廿人。五日爲番。集都督衛。簡閱武藝。……」と見える。

㉑ 延喜太政官式・内外印条

㉒ 天平宝字八年十月壬申9条の孝謙の詔には、「今聞(仁)仲麻呂(止)同心(之天)竊朕(乎)掃(止)謀(家利)。……」とあるが、淳仁廢位の理由とされているためそのまま受け取ることはできない。また、中宮院での「鈴印争奪戦」にも関わらず、仲麻呂側から淳仁への接触が図られた形跡がなく、仲麻呂が塩焼王(永上塩焼)を今帝として擁立した(九月壬子18条)点から考えて、淳仁が乱において仲麻呂を支援していたとは考えにくい。

㉓ 延喜太政官式・内外印条、公式令・天子神璽条。また、国司任命(天平宝字七年正月壬子9条・四月丁亥14条・同八年正月己未21条)で任地に赴く新任国司に駅鈴を給す場合にも内印請印が必要。

② これ以前は孝謙が太上天皇として積極的に政務に関与、決裁する例

は見えない。

第三章 鈴印の形骸化とその契機

第一章・第二章では、保管権・運用権から、律令制下における鈴印の实用と皇権の問題を論じ、その矛盾に触れた。そこで当章では、以後、皇権の遂行主体と文書行政の変化の中で鈴印の運用がどのように変化していくかとの見通しを、皇位継承と太上天皇制の転換を中心に述べておきたい。

皇位継承時の鈴印の移動（鈴印渡御）は、『儀式』以降、讓位の儀式次第に詳細が見え、要約すると以下の流れとなる。^①

(1) 天皇移御 (2) 固閑・警固（以上、前日まで） (3) 天皇讓位宣命（皇太子・群臣臨席） (4) 皇太子（新帝）春宮坊に還御。少納言等、神璽・鈴印等を持ち追従。

天皇崩御の場合にも即日の鈴印渡御が見え、ともに「踐祚」と呼ばれる。平安時代には先帝の讓位・崩御の場合とも、正式な即位儀が行われるのは、この踐祚の数日から数ヶ月後であり、即位以前、先帝退位の時点で鈴印の保管権は新帝に移行することになる。そこで、この踐祚、特に鈴印渡御の成立時期に注目し、鈴印の保管権と運用権の移行について検証したい。【表2】参照

【表2】 天皇踐祚表

（記事は六国史・『日本紀略』による。○数字は閏月。）

天皇	崩御または讓位の日	次天皇即位日	神璽・鈴印記事	固閑	備考
文武 崩御	慶雲四・六・辛巳 ¹⁵	七・壬子 ¹⁷			
元明 讓位	靈龜元・九・庚辰 ²	同上	九・庚辰 ² 詔曰。：以此神器。欲讓皇太子。而年齒幼稚。：今傳皇帝位於内親王。		
元正 神龜元・二・甲午 ⁴	同上	同上			

清和	貞觀十八・十一・壬寅 ²⁹	元慶元・正・乙亥 ³	十一・壬寅 ²⁹	十一・辛丑 ²⁸	十一・庚子 ²⁷
讓位			御鳳輦。歸於東宮。文武百官扈從如常。		車駕幸染殿院。故出居外宮。
文德	崩御 天安二・八・乙卯 ²⁷	十一・甲子 ⁷	同	八・甲寅 ²⁶	八・壬子 ²⁴
崩御			等於皇太子直曹		帝病劇弥加。皇太子侍於菅葉。
仁明	崩御 嘉祥三・三・己亥 ²¹	四・甲子 ¹⁷	三・己亥 ²¹	三・乙未 ¹⁷	二・庚戌朔
崩御			等奉於皇太子直曹		聖躬不豫。皇太子侍殿上。
淳和	讓位 天長十・二・乙酉 ²⁸	三・癸巳 ⁶			三・丁酉 ¹⁹
讓位					天皇落飾入道。
嵯峨	讓位 弘仁十四・四・庚子 ¹⁶	四・辛亥 ²⁷		四・戊申 ²⁴	四・甲午 ¹⁰
讓位					帝遷于冷然院
平城	讓位 大同四・四・丙子朔	四・戊子 ¹³	四・戊寅 ³		
讓位			上復抗表曰。天下神器不可輕傳。		
桓武	崩御 大同元・三・辛巳 ¹⁷	五・辛巳 ¹⁸	三・辛巳 ¹⁷	三・辛巳 ¹⁷	
崩御			聖并劍櫃奉東宮		
光仁	讓位 天応元・四・辛卯 ³	同上		四・己丑朔	四・癸卯 ¹⁵
讓位					天皇御大極殿詔曰。(即位宣命)
称徳	崩御 宝龜元・八・癸巳 ⁴	十・己丑朔		八・癸巳 ⁴	八・癸巳 ⁴
崩御					左大臣：等定策禁中立諱為皇太子。
淳仁	廢位 天平宝字八・十・壬申 ⁹	?			乙未 ⁶
讓位					差近江國兵二百騎。
孝謙	讓位 天平宝字二・八・庚子朔	同上			丙午 ¹⁷
讓位					葬：皇太子在宮留守。
聖武	讓位 天平勝宝元・七・甲午 ²	同上			庚戌 ²¹
讓位					皇太子令旨(道鏡左遷)
讓位					天皇御大極殿詔曰。(即位宣命)
讓位					壬申 ⁹
讓位					高野天皇遣：山村王宣詔曰。以帝位(乎)退賜(天)。
讓位					丙辰 ²³
讓位					天皇遷御藥師寺宮。為御在所。

鈴印の保管・運用と皇権（加藤）

陽成	元慶八・二・乙未4 讓位	二・甲寅23	二・乙未4 奉天子神璽宝鏡劍等今皇 帝於東二条宮。 二・丙申5 遣：連内裏所留鈴印匙筥 等。置東宮南門内西掖。	二・丙申5	二・乙未4 天皇出自綾綺殿。遷幸二條院。 ；神璽宝鏡劍等依例相從。馱鈴傳符内印管籥 等留置承明門内東廊。
光孝	仁和三・八・丁卯26 崩御	十一・丙戌17	八・丁卯26 令寶天子神璽宝鏡等。奉 皇太子直曹。	八・丁卯26	八・丁卯26 天皇聖體不豫。是日 立第七皇子諱為皇太子。
宇多	寬平九・七・丙子3 讓位	七・丙戌13	九・壬午22 内侍執劍璽。參宣耀殿 （東宮在所）奉之。	七・戊寅5	七・丙子3 皇太子於清涼殿加元服。
醍醐	延長八・九・壬午22 讓位（崩御）	十一・廿一	五・癸丑25 奉璽劍於皇太子直曹襲芳 舍（或云。擬華舍）	九・壬午22	九・丁亥27 先帝（醍醐）欲遷坐朱雀院之間。 御病甚重。移坐右近衛府大將曹司。 九・己丑29 太上皇（醍醐）崩給。
朱雀	天慶九・四・庚辰20 讓位	四・廿八	八・戊子13 令寶劍璽於内侍。參擬華 舍。	四・己卯19	五・癸丑25 皇太子受天祚於擬華舍。
村上	康保四・五・癸丑25 崩御	十・丙寅11	六・庚申23 先于天皇。密奉劍璽於東 宮。	五・癸丑25	五・癸丑25 今曉丑剋許。天皇密々出禁中。 向東山華山寺。（華山）朔御髮
冷泉	安和二・八・戊子13 讓位	九・丁卯23	八・庚申23 先于天皇。密奉劍璽於東 宮。	八・丁亥12	六・庚申23 今曉丑剋許。天皇密々出禁中。 向東山華山寺。（華山）朔御髮
円融	永觀二・八・甲辰27 讓位	十・丙戌10	六・庚申23 先于天皇。密奉劍璽於東 宮。	八・壬寅25	六・庚申23 今曉丑剋許。天皇密々出禁中。 向東山華山寺。（華山）朔御髮
華山	寬和二・六・庚申23 讓位	七・戊子22	六・庚申23 先于天皇。密奉劍璽於東 宮。	八・壬寅25	六・庚申23 今曉丑剋許。天皇密々出禁中。 向東山華山寺。（華山）朔御髮
一條	寬弘八・六・乙卯13 讓位	十・乙卯16	六・庚申23 先于天皇。密奉劍璽於東 宮。	六・甲寅12	六・辛酉19 太上皇落髮入道。 六・甲子22 太上皇（一條）崩。
三條	長和五・正・甲戌29 讓位	二・壬午7	正・甲戌29 奉劍璽等。	正・庚午25	

まず讓位の場合、貞観年間（清和朝）成立と見られる『儀式』（讓國儀）が鈴印渡御の最も古い記事となる。井上光貞氏は、清和讓位・陽成受禪記事（貞観十八年十一月庚子27〜壬寅29条）が『儀式』と符合することから、この最初の実施例であると指摘する^②。清和讓位記事に鈴印は見えないが、これより前の仁明・文徳の崩御時には、即日、皇太子のもとへの鈴印渡御が行われている（後述）。次の陽成讓位時にも東宮への鈴印渡御が見え、次いで光孝の崩御当日、神聖と鈴印が皇太子に奉上されている^④。したがってこの時代すでに、踐祚による鈴印保管権の皇太子への移行があり、清和讓位時にも『儀式』同様、鈴印渡御があったと考えられる。さらに『儀式』最初の実施例であるこの記事に「如常儀」と見えることから、『儀式』の式次第が清和以前の例をもとに整備されたことは明らかである。以上から、清和以前の讓位例で「讓位儀」の諸項目が出揃い始める平城や、ほぼ一致する嵯峨まで鈴印渡御、すなわち讓位当日の保管権の移行がさかのぼる可能性はある。

次に崩御の場合、仁明崩御が皇位継承時の鈴印渡御の初見となる。嘉祥三年三月己亥21条によると、仁明が内裏清涼殿で崩御した即日、参議が左右近衛将などを率いて「天子神聖寶劍符節鈴印等」をもち、皇太子直曹（仁明の側に侍っていた皇太子の一時的な休息所）に奉上、少納言が鈴印櫃を監し、その後皇太子は東宮に還御している。次の文徳崩御時（天安二年八月乙卯27条）にも同様の記事が見え、崩御当日に鈴印保管権が皇太子（新帝）に移行していると言える。

仁明以前には、称徳・桓武の崩御例があるが、桓武崩御当日の大同元年三月辛巳17条には「靈并劍櫃奉東宮」と見え、続けて固関が行われる。一方、称徳崩御の宝龜元年八月癸巳4条にも固関が見え、皇太子白壁王（光仁）が即位するまでの間に、近江国騎兵差発や皇太子令旨による道鏡の左遷追放などが行われる。

柳沼千枝氏は、この固関と騎兵差発に着目して、称徳崩御を「踐祚」制度成立の先蹤と位置付け、白壁王が鈴印のみ掌握し、神聖未継承のため皇太子のまま執政するこの状態から、次の桓武受禪時には神聖・鈴印とともに継承する踐祚が成立したと述べる^⑥。これに対して土井磨磨氏は、『西宮記』^⑦で、天皇崩御後に存命しているが如く大赦や詔勅が出され、警固・固関実施も新帝への神聖・鈴印渡御以前であることから、固関等は前天皇の詔勅権限に依拠していると述べ、白壁王

は道鏡の左遷追放を実行するため、称徳大葬時に「留守」となることで初めて鈴印を掌握したと指摘する^⑧。両説がともに問題とする固関実施には鈴印が不可欠であるが、鈴印の保管権と運用権が必ずしも合致しないことは前章で述べた通りであり、個別に検証する必要がある。

まず鈴印保管権は、皇太子監国の場合でも運用権を持たない留守官にはなく、土井説の鈴印掌握時期は成立しない。即位の儀式次第や令文にも鈴印渡御は見えず、保管権は即位以前に移行したと見るのが妥当であろう。次に運用権については、固関が「前天皇の詔勅等の権限に依拠」したとする土井説が問題となるが、これには次の『小右記』寛弘八年七月十一日条引用の天慶九年四月廿六日記事が参考となる。

頭弁傳勅云、固関可付国司、依御禅位後未始政之間、不可賜官符、亦可給宣旨、天慶九・寛平九年等例頗可相准者、謹奉之了、……天慶九年四月廿六日云々、是日伊勢国固関使覆奏使到来云々、須依例賜官符、而禅位之後未有内印政、仍准寛平九年例只下宣旨云々、……

天慶九年四月廿日に朱雀が讓位し、この記事の二日後、皇太弟（村上）が即位する。固関は讓位前日に行われ、この廿六日に至り伊勢固関覆奏使が到来している。本来、固関後に関国は覆奏文を進り、奏後、承知官符に内印捺印が行われるが、この時は「禅位之後未有内印政」のため、内印が必要な官符ではなく、宣旨を代用している。朱雀讓位時に鈴印記事は見えないが、前後の例や皇太弟が内裏凝華舎を東宮としていた点から、鈴印が内裏内にあり、保管権が皇太弟にあったことは疑いない。したがって、即位前の皇太子は踐祚で鈴印保管権を得た後も、太子監国のように、運用権を持たなかったのではないか。

かつて岸俊男氏は、固関が皇位継承の危機に際して行われることを指摘した^⑩。太上天皇不在で、天皇空位となる称徳・桓武の崩御はまさしく皇権の危機で、次期天皇にとって鈴印の確保が最優先課題であったことは想像に難くない。実際、称徳崩御後には道鏡左遷という事態が起きており、このような状況下でいち早く鈴印を確保することが、白壁王には必要

だったのではないか。したがって、即位前の皇太子（新帝）に詔勅発給権限、すなわち鈴印運用権がなく、先帝の権限に依拠することは、あくまでも鈴印を確保した上でのごとで、崩御即日の保管権の移行を否定するものではない。皇太子の迅速な鈴印確保は、むしろ天皇崩御が皇権の危機と結びつく時期にこそ必要であったと考えられるのである。

さらに付け加えると、称徳崩御は、鈴印運用状況の変化をもたらす契機となったと考えられる。踐祚での鈴印渡御は、讓位儀では少納言が主体となつて皇太子に追従するが、崩御時には大臣以下、群臣が主体となり鈴印を皇太子に奉上する。鈴印の請進・出納業務は本来少納言・主鈴に限定されていたが、ここに「鈴印奉上」の形をとつて群臣が介入してくるのである。吉村武彦氏は、大化前代に群臣が次の天皇を選出するシステムが存在したが、皇極讓位以降、群臣介入は見えなくなり、持統即位時にレガリア奉 upper 者を群臣から忌部に変更したことを、「王権の意思」と位置づけた^⑬。以後、奈良時代の天皇は、文武崩御時に元明自身が遺詔を受けた以外、孝謙に至るまですべて讓位で、即日即位したため、皇位継承に群臣介入は見えない。また、代替わり遷宮を行わず、原則的に内裏を御在所とする律令制の初期において、内裏からの鈴印持ち出しは基本的に想定されていなかったのではないかと。したがって、「鈴印奉上」の形での再度の群臣介入は、皇太子不在のまま称徳が崩御し、群臣等が「定策禁中。立諱爲皇太子。」（宝龟元年八月癸巳4条）した特殊な事態によるもので、これが「踐祚」として後に整備されたと考えられる。

以上から、称徳崩御には次の意義が認められる。先帝崩御後、皇太子は即位により鈴印運用権を獲得する以前、迅速に鈴印保管権を確保して皇権の危機に備える必要がある、これが鈴印渡御（踐祚）成立の契機となった。さらに、皇位継承者不在のままの崩御という特殊な事態は、皇位継承への群臣介入を招き、律令制下での鈴印運用業務の限定性を崩壊させる端緒となった。

最後に、前章で述べた、「太上天皇と天皇が同時に鈴印運用権を持ち、皇権の遂行主体となる矛盾」が、その後の鈴印運用にどのような影響を及ぼしたのか触れておきたい。

葉子の交の際、平城太上天皇と嵯峨天皇の双方に鈴印運用権があったことはすでに述べた。過去の仲麻呂の乱においては、明らかに孝謙太上天皇の運用権が優勢であり、これを教訓として、皇権を天皇のもとで一元化するためには、天皇側が、鈴印運用権のある太上天皇側を凌駕する別の機能を持つ必要があった。このために新設されたのが、尚侍の奏請・宣伝（後宮職員令・内侍司条）の職権を移行したと見られる令外官の藏人であったと考えられる。つまり、藏人による命令ルートは、令制官司によるルートへの対抗手段であり、同時に、鈴印運用による律令文書行政の凌駕を意図して新設されたのである。

葉子の交に勝利した嵯峨天皇は、讓位時に太上天皇の尊号を辞退して、次の天皇から授与される形式をとることで、皇権の遂行主体としての立場を放棄し、太上天皇の地位の転換と皇権の天皇への一元化を図った。以後、太上天皇と天皇との政治的対立が回避されたことはすでに先学が指摘している。しかし、太上天皇制転換の過程における、従来の律令文書行政を凌駕する令外官の新設は、律令文書行政自体の機能を低下させ、さらには鈴印効力の低下をも招くことになったと考えられる。^⑬

- ① 『儀式』（讓國儀）・『西宮記』（天皇讓位事）・『北山抄』（讓位事）・『江家次第』（御讓位）
- ② 井上光貞「即位儀とその成立」（『日本古代の王権と祭祀』一九八四年・東京大学出版会）なお、井上氏は、先帝讓位時に神璽渡御が行われる「讓位儀」は『儀式』によって初めて成立し、この初めての実施は清和讓位時とするが、この点については従えない。
- ③ 陽成の讓位（元慶八年二月四日乙未条・同五日丙申条）は、新帝（光孝・一品式部卿時康親王）の同所への不出御、翌日の鈴印渡御を除けば、式次第は『儀式』とほぼ一致する。新帝が皇太子を經ず、先帝讓位後に東宮に入御する点からも、鈴印渡御が翌日行われるのはむしろ特殊な状況であり、鈴印の大内裏外への持ち出しを避けた措置と考えられる。
- ④ 『日本紀略』仁和三年八月丁卯条には鈴印は見られないが、『西宮記』（天皇崩御條・裏書）に次の記事が引用される。「寛平御記／仁和三年八月廿六日丁卯、巳三刻、先帝登薨。即尚侍藤原淑子賜璽宮及御劍。請太政大臣申其由、持進於麗景殿。少納言左近少将等遣寶蓋（鈴カ）印。公卿候常寧殿南廊。典侍洽子鑑（鈴カ）印、奉御座返。即公卿侍務固閑。……」
- ⑤ 土井郁磨「讓位儀」の成立」（『中央史学』十六・一九九三年）、『踐祚儀礼について』（『中央史学』十八・一九九五年）

⑥ 柳沼千枝「踐祚の成立とその意義」(『日本史研究』三六三・一九九二年)

⑦ 『西宮記』(天皇崩事)「詔書事(雖已崩如必在有敕令。大臣已下行事。……)」

⑧ 土井氏は、齋日までの日数不足から、称徳の崩御は八月癸巳4条以前で、数日間これを秘し、存命しているように見せていたことを指摘する。(前掲論文)

⑨ 「北山抄」(固関事)「国々差使進覆奏文。外記覽当日上卿。令開封見畢。參上奏之。給承知官符内印。」

⑩ 「日本紀略」天慶七年四月廿二日甲子条「三品大宰帥成明親王渡坐凝華舎。同日天皇御南殿。以成明親王為皇太子。」

⑪ 岸俊男「元明太上天皇の崩御」(前掲)

⑫ 『西宮記』(天皇崩事)。仁明・文徳の崩御など。

⑬ 吉村武彦「古代の王位継承と群臣」(『日本古代の社会と国家』一九九六年・岩波書店、初出一九八九年)

⑭ 慶雲四年七月壬子17条の元明の即位宣命からうかがえる。

⑮ 称徳の大葬が行われた宝龜元年八月丙午17条には、「天皇自幸由義宮。便覺聖躬不豫。於是。即還平城。自此積百餘日。不親視事。群臣曾無得謁見者。典藏從三位吉備朝臣由利。出入队内。傳可奏事。」と

あり、鈴印が称徳から直接皇太子・白壁王に託された可能性は低く、「定策」した群臣たちにより奏上されたと考えられる。

⑯ 渡辺直彦「藏人所の成立をめぐる」(『日本古代官位制度の基礎的研究』一九七二年・吉川弘文館)

⑰ 春名宏昭「太上天皇制の成立」(前掲)

⑱ 十世紀段階で内印請印が日常的に行われなくなり、天皇不出御で大臣主導の請印へ変化することは、土井郁麿氏により確認されている。

「内印の請印について」(『古代中世史科学研究』下・吉川弘文館・一九九八年)しかし、令制従来の天皇專制的・閉鎖的な勅符による文書発給が、薬子の変を契機として、非律令的な上卿制に勅符の作成発行を依拠する形態に変化し、同時に議政官・太政官を通さない指令を不当として、平城太上天皇側の命令の正統性を否定したとする土井氏の論には、次の点において従えない。すなわち、土井氏は、兵士差発の規模拡大(軍防令・兵士差発条の勅符から、論奏式の太政官奏上形式への変化)をこの形態変化の原因とみなすが、兵士差発条は論奏の有無を問わず勅符を必要とする意で、論奏式と対立するものではなく、併存している点。先述のように、太上天皇は太政官など正規の官司を通しての内印運用権を有した点の二点である。

おわりに

本稿では、鈴印の所在が皇権の掌握者を示すという従来説を問い直すため、鈴印の使用に関して、保管権と運用権に分けて検証を加えた。保管権については、鈴印が奈良時代から内裏(天皇御在所)に保管され、少納言・主鈴のみが進進・出納業務を行う原則を確認した。特に内印は、遷都などの特殊な例を除いて行幸にも不携行で、内裏から動かすことはな

く、保管権は天皇に集約されていたと言える。光明皇太后宮の鈴印もこの原則に反するものではなく、従来の見解に依拠する王権の認識は再検討を要する。

一方、運用権は、保管権が天皇にあるという原則どおりであっても、太上天皇と天皇がともに運用権を有して皇権の遂行主体となる場合があり、太上天皇の運用権が優先された孝謙太上天皇と淳仁天皇の例も見える。本来、天皇が律令文書行政と諸国への命令権の頂点にあることを示す鈴印の運用権が天皇に一元化されず、皇権の遂行主体が二分するという矛盾は、両者の政治的対立の一因となった。

鈴印保管権と運用権が必ずしも合致しない例は、皇位継承時にも見える。奈良時代においては大部分の例が讓位による即日即位であったが、太上天皇不在の称徳天皇の崩御に及んで、皇太子即位まで天皇位の空白が生じた。本来、令制では、天皇行幸中の留守官（皇太子監國）であっても、皇太子に鈴印運用権はない。しかし、この皇権の危機に際して、皇太子は速やかに鈴印を確保する必要があり、鈴印渡御の形で保管権を獲得し、先帝の運用権に依拠して固関などを行った。さらにこれが踐祚成立の契機となったと考えられる。

また、鈴印運用の形骸化について触れておくと、第一の契機は、皇位継承者不在の称徳崩御であり、皇太子決定と「鈴印奉上」の形で群臣を介入させ、鈴印運用業務の限定性を崩壊させる端緒となった。第二の契機は、葉子の変の際の、鈴印運用権と皇権遂行主体の天皇への一元化であり、律令文書行政の凌駕を意図する藏人の新設は、律令文書行政の効力低下のみならず、鈴印の効力低下を招いた。

以上、鈴印の保管権・運用権をもとに、八～九世紀初頭の皇権の遂行主体を再検証した。しかし、称徳崩御を契機と述べた踐祚に関しては、神靈・即位儀との関係・天皇の居所など、本稿では触れられなかった問題もある。稿を改めて検証を加えたい。

The *Jiaji* 加級 System of Promotion under the Qing Dynasty :
The Durable Bureaucracy of Late Imperial China

by

ONO Koji

Qing Dynasty (1644-1911) records concerning bureaucratic appointments frequently refer to the term *jiaji*, which represented a means of honoring officials. Significantly, during the Ming Dynasty (1368-1644) this term rarely appears. Instead, it first became prominent during the Qianlong reign (1736-96). As it became common, its original function as a means of praising officials withered, and instead, it could be purchased by officials, who used it as a means to offset any possible future demotions. This elaborate structure, devoted to preserving official posts, represented one of the pillars that accounted for the durability of the traditional Chinese bureaucracy.

The Use and Storage of the Imperial Seals (*Rei-in* 鈐印) :
Reflections on the Nature of Sovereign Authority

by

KATO Asako

This study represents a reappraisal of both the nature of Imperial authority and conventional wisdom regarding the possession of the official imperial seals of office (*Rei-in*). This monograph analyzes how these seals were used and protected and the implications this has for the nature of sovereignty in ancient Japan.

During the Nara era (710-84), the *Rei-in* was stored in the palace and only lesser ministers of state (*shonagon* 少納言 and *shurei* 主鈐) had the authority to take out the seals and allow them to be used. Save for times when the capital was being moved, these seals could not be removed from the palace. Nevertheless, both emperors (*tenno* 天皇) and retired emperors (*dajo tenno* 太上天皇) could use these seals. The resulting bifurcation of imperial authority

represented a continuing source of political tension. Nevertheless, after the defeat of the retired emperor's forces in the *Kusuko* 薬子 rebellion in 810, the emperor came to monopolize use of these seals. Ultimately, however, with the destruction of the *ritsuryo* order and the creation of a private imperial secretariat, caused the *Rei-in* to lose its significance. The death of the *tenno Shotoku* 称徳, in 770, and the absence of a designated heir to the throne, proved instrumental in causing the *Rei-in* to decline in importance, as the ministers of state gained for the first time the power to use the imperial seal, which meant that it could no longer be exclusively used by emperors.

The Expansion of the Early Modern Venetian Patriciate

by

TONAI Tetsuya

In 1646, new families were aggregated to the Venetian patriciate, which had been a closed entity for nearly three centuries. This article investigates how the addition of these newcomers to the ruling class influenced the power base and social mobility of early modern Venetian society.

Although many members of the patrician Great Council opposed this aggregation, Venetian leaders, pleading an extraordinary need for revenue to finance the war of Candia against the Turks, persuaded them to offer this status and its ensuing privileges to each applicant who paid the princely sum of 100,000 ducats to the government. This expanding patriciate reflected the oligarchical nature of Venetian politics, and the newcomers were given the lowest possible place, and excluded from all influential council posts. These new families arose from the following groups : the nobility of *Terraferma*, Venetian territory in the Italian peninsula ; chancellery secretaries belonging to *cittadini originari*, citizens by birth ; and merchants. *Terraferma* nobility and chancellery secretaries were welcomed into the patriciate, but the old families reserved special opprobrium for immigrant merchants who had amassed wealth through 'vulgar trades,' just like alchemy.

In spite of this distinction, chancellery secretaries and merchants arose from similar social strata. Most chancellery secretaries came from merchant families.